

大阪市告示第454号

次のとおり、岸壁の一部の供用を休止する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

供用休止年月日	名称	位置	摘要
令和8年4月1日(水)から 令和9年3月31日(水)まで	北港岸壁	大阪市此花区北 港2丁目地先	供用休止区域は 別図のとおり
令和8年4月1日(水)から 令和9年3月31日(水)まで	安治川突堤南 岸壁	大阪市港区弁天 6丁目地先	供用休止区域は 別図のとおり

(大阪港湾局施設管理部海務課)